

運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、組織運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 例会・理事会・常任理事会

(例会・理事会・常任理事会)

第2条 例会・理事会・常任理事会に関し、定款に定めるものの他、以下の原則に則って開催する。

- (1) 例会は原則として毎月第1月曜日に開催する。但し開催日に関しては理事会の承認をもって設定するもので、必ずしも原則にとらわれるものではない。
- (2) 例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。
- (3) 定例理事会は原則として毎月第2月曜日に開催する。
- (4) 常任理事会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、理事長は必要に応じて臨時常任理事会を開催することができる。
- (5) 常任理事会の運営については、定款40条・41条・42条を準用する。
- (6) 理事に選任されずに顧問の職に選任された者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (7) 定款第42条に定める「特別な利害関係を有する理事」とは、10万円以下の利害に関わる決議に関しては、これに該当しないものとする。

第3章 室および委員会

(室および室長)

第3条 定款第46条の規程に基づく委員会は、その性格内容に応じて室に分別することができる。

2. 室長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、担当する委員会を統轄する。

(委員会の設置)

第4条 定款第3条の目的を達成すべく第5条の事業を行うため、委員会、特別委員会または会議を理事会において設置する。

2. 前項において、各委員会・会議の職務分掌を明確にするため、あらかじめその内容を理事会で決定する。

(構成)

第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名以上、幹事1名以上及び委員若干名を置く。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員会を代表してその活動を統轄する。

3. 委員長は理事会の承認を得て、副委員長、幹事及び委員を正会員のうちから任命する。但し、副委員長の任命については、理事長が理事会の承認を得て任命することもできるものとする。

4. 副委員長・幹事は、それぞれ次の事項に掲げる任務をもつ。

(1) 副委員長

委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(2) 幹事

会務の総括、運営、会計を補佐する。

(開催)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し開催する。

(責務)

第7条 事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。その事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。

2. 委員会開催にあたっての資料、議事録等の保管、管理を行う。

3. 事業終了後、速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・用途を明確にした決算書を添付し理事会にて承認を得る。

(特別委員会・会議)

第8条 特別委員会・会議の運営は、第5条6条7条を準用する。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。